どうなっていく私たちの暮らし　公開講座シリーズNo.1

ほんとに危機か橋本市の財政―市民目線で

―自治体問題研究所　伊都・橋本ブロック会議―

和歌山大学経済学部准教授　中島正博

中島正博和歌山大学経済学部准教授

紀ノ川に架かる南海電鉄鉄橋

県自治体問題研究所は、昨年度から地域課題の把握と会員相互の交流を深めると共に研究所への要望を聞く機会をつくるためブロック交流集会を開催してきました。

伊都・橋本地域は2回目（'17・12・3）の開催です。

今回は、橋本市の財政危機が叫ばれ、この間市民の願いと行政の努力によって築かれてきた行政サービスが廃止、引き下げられてきました。

広報はしもと11月号（２０１７年）で平成28年度の決算が公表されました。市民が市政の計画や財政問題に関心を持ち議論することが大事と考え今回の講座の開催となりました。

講演内容の概要と参加者の感想を掲載します。

「量出制入」？「量入制出」？

財政危機について考える前に、財政問題を考える際におさえておかなければならないことを申します。それは、「財政は量出制入である」ということです。

「量出制入」。聞きなれない言葉ですね。「出るを量（はか）りて、入るを制する」ということで、まず歳出見込みを考え、それに応じた財源（歳入）を考える、ということです。これが、国や自治体の財政の基本です。

一方、「量入制出」、「入るを量りて、出るを制する」、つまり、歳入の範囲内で、それに応じた歳出を考える、という考え方もあります。家計や企業はそうです。収入の見込みが立たなければ、事業をやめます。子どもの高校進学もあきらめます。

ですが、行政は違います。お金がないから福祉をやめます、なんて言ってはいけません。でも、お金がないときはあります。「入るを制する」わけですから、お金をどうしようかの議論をします。場合によっては、増税とか手数料等を上げるとかの議論も必要です。

お金がないということを財政危機と表現することにして、それに際しては、「お金がないけどどうしよう」という議論をするか、「お金がないんだから我慢してね」という議論をするかの２通りの対処方法があります。橋本市は、財政健全化計画で「財政の基本は量入制出だ」と述べているように、後者の立ち位置です。

なお、「お金がなくてもなんとかなるよ」という安易な方法もあります。国が行っているのがそれで、その結果、赤字国債が積みあがってしまっています（もちろん、それを許している国民にも責任があります）。

わかやま住民と自治
発行／和歌山県地域・自治体問題研究所
和歌山市太田2丁目14-9　太田ビル203号
TEL･FAX 073-488-3127
jichiken@crux.ocn.ne.jp　2018年 3月号
2018年2月25日発行　第296号（月300円）

目　次

どうなっていく私たちの暮らし　公開講座シリーズNo.1
ほんとに危機か橋本市の財政―市民目線で
―自治体問題研究所　伊都・橋本ブロック会議―
和歌山大学経済学部准教授　中島　正博…… 1
認定こども園計画に関するアンケートが示す子育て世代のニーズ
日本共産党和歌山市議会議員　中村　朝人…… 4
セミナー・「総合事業」で移動・外出支援を創り出すために③
自分らしい暮らしを最後までできるまちに
―先進ではないが全国で頑張る自治体の一つとして―
橋本市いきいき長寿課長　中谷　陽介…… 6

「財政危機」とは何か

さて、橋本市役所の言っている「財政危機」とは何かについて見ていきましょう。

講演を聞く公開講座参加者

橋本市をはじめ地方自治体は、公共事業以外に「借金」はできないので、基本的に、借金で首が回らない事態になりようがありません。北海道夕張市の事例をうけて財政健全化法という法律ができ、そこで、財政状況については４指標が定められています。実質赤字比率のところが「－」なのは、赤字ではないので数字は関係ないということです。**表１**のとおり、財政指標のどこにも問題がありません。

ところが、橋本市は２０１５年12月策定の「橋本市財政健全化計画」において、「このままでは、平成29年度で財政調整基金などの一般財源化できる基金が枯渇して赤字団体となり、平成32年度には早期健全化団体に陥る恐れがでています」と書きました。今お金が足りないではなく、将来赤字にならないために、今のうちから何とかしましょうという話です。

では、なぜ将来赤字になるのでしょうか。

「本市では、合併後の新市まちづくり計画に沿って各種事業を展開してきました。特に平成22年度から平成24年度にかけて、保健福祉センターの建設、市内小中学校及び公共施設の耐震化事業、橋本小中一貫校の建設、あやの台小学校の建設など大型公共事業が集中したことに加え、平成24年度では土地開発公社の解散にあたり、その債務（13億４千万円）を清算するために第三セクター等改革推進債の借入を行ったこともあり、本市の財政規模は大きく膨らみました。（略）平成25年度以降は新市まちづくり事業にかかる建設事業が概ね完了したこともあり、財政規模は大幅に減少しましたが、当該事業で借入れた市債の償還が本格化し、社会保障費にかかる扶助費や委託料などの市負担分が年々増加しており、財源不足はさらに深刻化しています。（略）一般家庭で言えば、毎月の給料だけでは生活できないため、貯金を崩して生活費に充てている状態であると言えます。」（――線は中島）

表１　橋本市の財政指標

	意味	健全化基準	橋本市
実質赤字比率	実質収支比率	11.25 ～ 15%	－
連結実質赤字比率	特別会計を合算した赤字の比率	16.25 ～ 20%	－
実質公債費比率	一組を合算した「公債費」の比率	25%	11.7%
将来負担比率	三セク等も合算した「債務」の比率	350%	127.8%

出所：橋本市「27 年度財政状況資料集」から。

要するに、合併以後、貯金を崩してなんとかやってきたけどもう限界だ。だから、財政健全化に取り組むよということです。橋本市によると「量入制出」が財政の基本だそうですから、お金が足りないのに事業をすすめてしまった自分たちを反省すべきであって、これから歳出カットします、のは筋が通りません。

計画との比較が必要

そこで、この間、どんな事業をやってきたのかの検討をしましょう。まずやるべき作業は、新市まちづくり計画の検証です。たとえば、「保健福祉センターの建設、市内小中学校及び公共施設の耐震化事業、橋本小中一貫校の建設、あやの台小学校の建設」は、合併時の約束なのか、その後膨らませてきたのか、ということです。

つぎに、決算データの比較です。**表２**は歳出ですが、歳入についても必要でしょう。

計画と決算に乖離がほぼないように見えますが、２０１５年度以降、新市まちづくり計画が変更されたからです。物件費、扶助費、

表２　橋本市の新市まちづくり計画と決算歳出の比較

単位：百万円

	2015 年度				2016 年度			
	計画	変更	決算	乖離率	計画	変更	決算	乖離率
人件費	5,220	4,518	4,578	1.01		4,490	4,347	0.97
物件費	2,702	4,190	4,179	1.00		4,195	3,932	0.94
扶助費	2,202	4,285	4,543	1.06		4,305	4,905	1.14
補助費等	2,250	2,831	3,298	1.16		2,692	2,918	1.08
公債費	3,807	3,669	3,629	0.99		3,836	3,780	0.99
積立金	173	7	181	25.86		8	288	36.00
繰出金	3,413	3,368	3,501	1.04		3,389	3,575	1.05
投資的経費	4,191	2,034	2,568	1.26		1,587	1,124	0.71
その他とも歳出合計	24,242	25,180	26,711	1.06		24,787	25,059	1.01

注：合併時の新市まちづくり計画は、27 年度から変更されている。28 年度は当初計画はない。

補助費等では、実は10年前の計画では、据え置きの数字になっていたのです。

投資的経費についても見ていきます。２０１５年度は、たしかに新市まちづくり計画を実態にあわせて縮小したのですが（新市まちづくり計画で計画した事業を取りやめたのかどうかは検討すべき課題です）、変更したばっかりの計画すら５億円上乗せしています。この年の12月に「財政健全化計画」を策定している一方で、当年度の投資的経費は増やす。これが「量入制出」の実態です（２０１６年度では４億円のマイナスなので、２０１６年度に予定する事業を前倒しした可能性もあります）。

２０１６年度決算では、当初予定と比べて１億５００万円ほど人件費のカットをしていますが、それで「浮いた」お金とあわせて、３億円の積立金となりました。

参加者との意見交換

必要な歳出をどう負担するのか

橋本市は「量入制出」にこだわりますが、私たちは「量出制入」です。新市まちづくり計画や合併後にはじめた事業が本当に必要なら、事業の見直しや増税や手数料の値上げそのものも議論の対象です。

みんなで負担するといっても、いろいろなやり方があります。まず、「頭割り」ですね。つぎに、「応益原則」といって、そのサービスで利益を受けている者が負担するやり方です。学生とコンパにいくと、お酒飲んだ人は３０００円、ノンアルコールは２０００円とかにします。さいごは、「応能原則」です。余裕のある者が負担する。私もお小遣いは少ないですが貧乏学生さんといっしょに呑むと１万円札をださないといけません。一般に租税の考え方として、社会を支えるのは応能原則がより公平だと考えられておりますが、みんなでどう負担するのかを含めて考えることが、まちづくりだろうし、民主主義だろうと考えております。

当日の参加者よりの感想を紹介します。

○初めてこのような講座に参加させてもらいました。市の財政のことは市報を見てもわからない事ばかりで今日の講座で少しわかりましたがまだまだ勉強しなければと思います。

○又、是非、機会を持ってください。入門編の入門という感じでした。ひっぱくした財政ではないということですが、市長さんは何故口を開くと財政が大変だと話されるのか？反論する力をつけたい。

○財政は専門的すぎるが住民目線で説明するのに参考になりました。量出制入の考え方はわかりやすい。

○是非、橋本市の財政問題の第２回をしてもらいたいです。財政健全化判断比率では、問題ないのですが、基金は減る時は減ると思いますし、そんなにひどくない財政というだけでは説得力がないと思います。私自身は破綻することはないと思うが根拠が示せない。その点の助言を。

○住民が主体的に自治体の動向をとらえ行動する大切さ、責任が強調されていたのを受けとめました。よく行政は「自治体は赤字」「借金がたくさんある」。だから「がまん」と言います。他方、地方交付税とは何かなど勉強したいです。

認定こども園計画に関するアンケートが示す
子育て世代のニーズ

日本共産党和歌山市議会議員　中村朝人

昨年11月23日に和歌山市で開催された、和歌山市の保育を考えるシンポジウム「安心して子育てできる和歌山市に」で、パネリストとして発言された中村朝人和歌山市市会議員に子育て世代のアンケート結果（共産党和歌山市議団が実施）について報告していただきました。

中村朝人氏

日本共産党市会議員団は、11月23日に田村智子参議院議員を招いて子育てシンポを開きました。４名のパネリストからそれぞれの角度で報告を行いました。

私は、和歌山市で進められている『和歌山市立認定こども園整備計画』について、市議団が行ったアンケート調査の結果と併せ報告しました。

和歌山市の認定こども園計画と問題点

現在、和歌山市では、２０１５年から10年間で11箇所の認定こども園の整備計画を進めています。

『和歌山市立認定こども園整備計画』によれば、本市における幼児教育・保育の提供について。として、「保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育を総合的に推進する」「公立・私立を問わず、良質な幼児教育・保育を総合的に提供する事が重要」「保育所・幼稚園は同様の機能やサービスが求められている」「保護者の就労状況に関わらず全ての就学前児童が平等に幼児教育・保育を受けられる『認定こども園』制度が創設され幼保連携型認定こども園が推進されている」「公立幼稚園・保育園が発達障害を持つ園児の教育の場としてや障害児保育において重要な役割を果たしておりこの様な公立ならではの役割を持つ公立施設を設置する」などとして、「和歌山市認定こども園」として設置するのが最善であると捉え、効率的な行財政運営の視点など踏まえながら、公私連携の下、より良質な幼児教育・保育の効果的な提供を目指した、和歌山市幼保連携型認定こども園を必要数設置していきます。としています。

しかし、これらは、何も認定こども園でなければならないという事ではなく、今の保育園や、幼稚園でもしっかりと体制を整えれば実施する事ができます。むしろ「保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識や、最小の経費でより大きな効果という様な行政の姿勢。何より、30カ所以上の公立の保育園・幼稚園の廃止が伴う事が触れられていない事は問題だと思います。

子育て世代のアンケートの結果

そこで私達は、子育て世代の方々が保育に何を求められているのか、また整備計画について、どの様に感じておられるのかアンケートを行いました。

配布したアンケートは約４０００枚で、子育て広場に来ていた方などを中心に配布し約１７０人の方から回答を頂きました。

回答者の多くは０歳から５歳のお子さんのいる20代から30代の女性でした。また、60％を超える方が働いており、そのうち30％の方は非正規の雇用で、不規則・交代勤務の方が40％となっており多様な働き方があるようです。

希望通りの施設に入所できたか。との設問に対し、多くは第一希望の施設に入所できたとのことでしたが、第二希望以降の入所となった子どもも少なからずあり、潜在的な待機児童の存在も見えてきました。また、２０１６年10月時点での待機児童は２６１人です。年度途中に希望の施設への入所が適わないのも第二希望以降の入所になるのもどちら

シンポジウム会場の様子

も一部の園に申し込みが集中する事によるもので、０歳児保育や延長保育といった保護者のニーズに応えられていない実態があります。さらにアンケートで浮き彫りになったのが、保育所・幼稚園を選ぶ際に重視する事との設問に対し、自宅や職場からの距離との意見が多数を占めていたことです。保育園と幼稚園が統廃合により施設数が減少すればこうした保育ニーズに背を向ける事になります。

市は、保育ニーズに背を向けたまま、施設の充足率を理由に募集が集中するならそこの定員を拡大すれば待機児童が解消されるとしています。しかし、受け皿を作って数を合わせたり、希望が叶わなくても我慢しくれと言ったりするのではなく、保育士の処遇を改善し人数を確保するなど保育ニーズに応えられるような施設を作る事が子育て世代の求める対策です。

認定子ども園の認知度と問題点

認定子ども園の認知度についての問いに対しては、よく知っていると答えた方は18％、少し知っていると答えた方は48％、余り知らないと答えた方は28％、全く知らないと答えた方は6％になっています。この結果について市は、よく知っている・少し知っていると答えた方を合わせると66パーセントの方が少なからず認知されていると答えました。

認定こども園が、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設だという事を知っている方はいても、保育所でも「養護及び教育を一体的に行う」として幼児期の保育と教育は一体的な物として行われている事や、児童福祉法には、市町村の保育の実施責任が書かれているのは保育所だけという事まで知っている方は、多くはないと思います。果たして66パーセントとはいえ、少なからず認識されている程度の状況で統廃合を推し進めても良いのでしょうか。

認定こども園整備計画についての問いには　進めるべきと答えた方は22％ですが、進めるべきではないと答えた方も19％ありました。また、「どちらとも言えない」「分からない」と答えた方が合わせて59％でした。市は、具体的に計画を進める地域については、説明会等を開催し、計画への理解を広げて行けるよう取り組むとしていますが、決まっていることを説明し、理解を求めるのではなく、子育て世代のニーズをしっかり把握し、必要な対策を講じるのが市の努めではないでしょうか。

3　「認定こども園」・「認定こども園整備計画」を知っているかについて

図表８より、34％の方が「あまり知らない・全く知らない」との回答でした。整備計画については**図表９**より、59％の方が「わからない・どちらともいえない」と回答しています。

図表８　認定子ども園を知っていますか

図表９　認定子ども園整備計画についてどう思うか

セミナー・「総合事業」で移動・外出支援を創り出すために❸

自分らしい暮らしを最後までできるまちに

―先進ではないが全国で頑張る自治体の一つとして―

橋本市いきいき長寿課長　中谷陽介

橋本市でＮＰＯ法人ささえあい橋本主催、関西ＳＴＳ連絡会共催による「送迎支援があれば病院・買物・おでかけができる街！橋本市!!」のセミナーが開催されました（２０１７・９・９）。

基調講演は、「移動手段に困っている住民の移動・外出を支える地域交通網の形成に向けて」近畿大学名誉教授・三星昭宏氏（本誌２０１７年11月号掲載）。

課題提起①として「米原市の高齢者移動・外出を支える施策とサービスをどう創るか」米原市健康福祉部くらし支援課亀山芳香氏（本誌２０１７年11月号・12月号に掲載）のお二人に講演と報告を頂きました。

さらに課題提起②として「介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型Ｄなど）の支援サービスの取り組み」について橋本市いきいき長寿課長の中谷陽介氏に報告頂きました。今回の記事はその内容を要約したものです。

中谷陽介氏

橋本市のいきいき長寿課長の中谷と申します。よろしくお願いします。三星先生の話は、私も大変勉強になりました。福祉と公共交通は、ちょっと連携が悪いというのは確かにありました。コミュニティバスの会議はあるんですけれども、部長は呼ばれてると思うんですけれども、私は特に呼ばれてはないですね。今後先生が言われたように、公共交通と福祉関係は、連携してやっていかないといけないなと思います。

公共交通と福祉の連携の大事さ痛感

橋本市の介護保険関係のデータでは、７月末の人口が６万３９４９人です。そのうち65歳以上の人口が１万９４３８人で、高齢化率30・４パーセントです。１００歳以上の方が、今44名いらっしゃいます。それから、介護保険の認定者数が、４２９４人です。うち要支援１、２の方が１１８８人。ちなみに要介護１の方が１１７６人いらっしゃいます。事業対象者が１６９人です。うちでは総合事業が平成28年10月から始まりましたので、事業対象者という新しい概念ができまして増えていきますので、要支援１、２の方は減る傾向にあります。去年の９月が、要支援１、２のピークでそこから毎月、事業対象者が増えるにつれて要支援１、２が減っています。それから、要介護１の方は、ちょっとずつ増えてます。

いきいき長寿課では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるまちづくりということで、地域包括ケアシステムの仕事をやっております。その中でも、生活支援、介護予防の中の助け合いに力を入れております。新しい介護予防・日常生活支援総合事業が、10月から始まりました。その中で介護予防、生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスに力を入れております。それから一般介護予防事業は、前からやっていた事業なんですけれども、これにも力を入れています。それから包括的支援事業の中の生活支援体制整備事業が、助け合いの地域づくり、まちづくりという部分になりまして、力を入れております。

それから訪問型のサービスは、橋本市は32の事業所でやっていただいています。多様なサービスというのは、新たな取り組みがあります。緩和型サービスは、人的な基準が緩和されてるわけなんですけれども、橋本市では、８事業者でやっていただいております。それから住民主体による支援もやりたいんですけれども、なかなか難しい。今、どんな形にしようかなという検討段階で、もうちょっと時間がかかると考えています。

短期集中型の方、課の中でも話はしているんですけれども、ちょっと訪問型については具体的にどんな形

「げんきらり～」橋本市全体交流会

にしていくかまだまとまっておりません。移動支援サービスDが、今日の本題であります。

通所型の方も、今と同じ29事業者にやっていただいています。それから多様なサービス（緩和型サービス）につきましても2つの事業者を指定してやっていただいています。住民主体による支援サービスBなんですけども、今やっているサロンに似たようなものかなと思っています。今、一般介護予防事業で、地域ふれあいサロンというのやっているんですけれども、そういう一般介護予防事業でやっているサロンと住み分けが、どうなるのかまだきちっと整理ができていません。ですから、これはまだやっていない状態です。それから、短期集中型の通所であります。元々、短期集中型の方は、指定でやりたいと思っていたんですけれども、国の方の要綱で直営か委託しかできないという縛りがありまして、今のところやってない。ただし、この通所型の短期集中型というのは、将来的には、どんな形にせよ、やっていきたいと思っております。

橋本市の取り組み内容を御説明いたします。介護予防教室というのは、出張講座でありまして、例えば、介護予防とか認知症、骨粗しょう症予防とか、ロコモ予防とか、地域包括支援センターに相談とか、そういうふうなものです。平成28年度の実績で言いますと、95回やっておりまして、延べ参加者は1923人でありました。例えば、老人クラブとか区自治会、げんきらり～自主運営教室、地域ふれあいサロンとか職員が訪問して行うようなものであります。

げんきらり～自主運営教室「わかやまシニアエクササイズ」のもつ効果とは

げんきらり～自主運営教室というものは、和歌山県と和歌山大学の本山教授が、考案した「わかやまシニアエクササイズ」という体操を推進していただく自主運営教室であります。そういうのを、毎週やっていただいているんです。平成28年度末で40教室ありまして、延べ参加者は3万7763人。本山先生の話によりますと、高齢者の10パーセントの方が参加しますと、介護給付費とか、介護認定を下げる効果があるとおっしゃっていました。今、高齢者が1万9000人ちょっとでありますので1割は1900人、現在の参加メンバー1244人なので、もう少し増やしていきたいと考えております。それから、地域ふれあいサロン推進の目的が、閉じこもり予防とか、介護予防、生きがいづくりなどの集いの場であります。地域の方々が運営をしていただいておりまして、市から補助金を出しています。平成28年度末で言いますと、稼働しているサロンは44か所、参加者延べ人数は2万6439人。休止しているサロンも実は3つほどございます。運営していただける方の高齢化というのがかなり問題になっていまして、その辺をどうしていくかというのが1つの課題になっております。

それから、生活支援コーディネーターと第1層協議体ですけれども、厚生労働省の生活支援体制整備事業の中でやっている事業。平成27年度から取り組んでおります。地域包括ケアシステムをつくるためには、生活支援体制の整備が大変重要であります。その中心が、住民が主体となった助け合い活動ということになります。生活支援コーディネーターは、橋本市の社会福祉協議会の方に委託しております。第1層の協議体というのは、本年の3月29日に立ち上がっております。それから第2層の協議体（日常生活圏域）というのも、市内9つに分けて設立準備しております。

生活支援コーディネーターというのは、地域にある様々な活動や助け合いを見付けたり、つくったり、発信するというような活動をやっています。第1層、第2層にそれぞれいるんですけれども、まとめていく方というような認識であります。それから、第1層協議体とありますけど、橋本市に1つありまして、助け合いの必要性を分かち合い、市全体の困り事を解決するため話し合う場であります。大きな目的は、第2層の協議体の設立を支援するということであります。今も第2層の協議体の準備会という会議をやっているんですけれども、そこには第1層の方がよく来ていただいております。

それから、第2層協議会とは、近所の困り事を解決

基調講演を聞く参加者

するために話し合う場であり、どんな困り事があって、どういう助け合いが必要かを話し合う場ということになってます。当然、移動支援の話とかはこの第２層協議体の方で重要な議題になっていくんだろうなと考えています。

生活支援コーディネーター、協議体のイメージでありますけれども、第１層協議体の一番中心になるのが生活支援コーディネーターなんですけれども、区長連合会の代表の方とか、民生児童委員協議会の代表の方が、コーディネーター以外に13名おりまして、それが第１層の協議体を構成するメンバーになっています。第２層の方はまだ１つもできてないんですけれども、参考としましては、区自治会の方とか、ボランティア、老人クラブの方などがメンバーになる。そして、それぞれ生活支援コーディネーターがつくような形になる。協議体どおしで連携しないといけないので、情報共有を図りまして、９圏域に分けて、第２層の協議体をつくる準備会をしています。

人口が平成19年と29年の10年間の比較ですが、隅田地域は住宅開発で人口が増えたんですけれども、ほとんどのところは減っています。ただこの９圏域は、非常に人口差がありまして、紀見地域は２万１０００人もあるんです。そのため１つの日常生活圏域とするにはちょっと大きすぎるという意見も出ております。今、準備会の中で話合い、助け合いの話をしているところであります。

どこの地域でも出た移動支援の必要性

平成28年３月に、公民館単位で地域づくりに関する意見交換会を行ったんですけれども、どこの公民館でも話題になったんのが、移動が困難、買物が困難、集まる場所が必要という３つの課題が、ほとんどのところで共通だったんです。ここから移動支援というのは必要だなと思いました。どんな形で解決するかというのは難しいですけれども、移動が困難であれば、移動支援が一番ですね。地域で話し合っている中で出たんですけれども、運転はやはり事故が起きると困るんですね。そういう所は、乗合タクシーか、タクシーを借りて、例えば４人とかで使うという方法もあります。そういうことを話し合うのが、協議体の場なんですけれども、いろんな方法がありますので１つの方法に捕らわれることなく、解決すればいいと思っています。

私どもの方は、別に先進ではなくて、まだ訪問型サービスＤは全然やってないんですね。今、全国の自治体の数が１７００ぐらいですが、１７００の自治体のうち20しかしていない。本市の今の時点での方向性なんですけれども、ボランティア団体等に対しまして、当然、補助金を交付いたします。１回当たり○○円というふうに書いてますが、金額がまだ決まってないんですけれども、間接経費を補助したいと考えてます。年度内に補助制度を検討したいと思ってます。最近、国の方からは、通所型サービスＢについて、障害者の方など一定の要件を満たすと、要支援１、２とか事業対象者以外も対象にするという話もありますけれども、多分、この訪問型サービスＤについては、そういうことにはならないと思っています。それとやっぱりケアプランですね。総合事業ですのでケアプランに記載を条件とするというのは、そうかなあと思ってます。国の地域支援事業実施要綱の中には、通院等乗降介助型とサロン送迎型という２つあるんですけれども、うちは両方とも対象にしようとを考えています。鶴岡市の要綱が、そうなっていたんですね。もちろん米原市さんも参考にさせてもらっているんですけれども、そこの部分については鶴岡市にしようかなあと思っています。実際、サロンの送迎の要望もちょっとはあるんですけれども、やはり通院等乗降介助型の要望の方が多いのかなというふうには思っています。

最後に検討課題は、いろいろあるんですけれども、買物を補助対象とするかどうかというのが柱になっています。うちは通院等乗降介助は、確か買物は駄目、通院とか選挙とか本人が絶対行かなければいけないものしか対象にしていません。それはマンパワーの問題、それから費用の面とか、いろいろ考えると、どうなのかなあというのが課題になってます。私の話は以上でございます。ありがとうございました。